

年度末・年度始めの日曜日に窓口を開きます

開設日時…3月29日㊤、4月5日㊤の午前8時30分～午後5時15分

下記の窓口で、各種届け出などの手続きができます。詳しくは、市役所（☎025-526-5111）の各担当課または記載の電話番号へ問い合わせてください。

場所	開設窓口	手続きができる届け出など	問合せ	
市役所木田庁舎（※）	市民課	・住民異動届（転出、転入、転居など） ※他市町村へ照会が必要な場合や、転出証明書を持参しない特例転入は手続きができない場合があります。	内線1130、1122	
		・戸籍届（出生、婚姻など）	内線1309	
		・戸籍謄抄本（除籍、原戸籍を含む）、住民票の写し（広域交付を除く）、印鑑登録証明書などの交付、印鑑登録	内線1123、1744	
		・通知カード・マイナンバーカードに関すること ・電子証明書に関すること	内線1122、1745	
	パスポートセンター（市民課）	・一般旅券（パスポート）の交付（受け取り） ※申請はできません。交付の際は、事前に収入印紙と新潟県収入証紙を購入してお越しください。	内線1746	
	市民課ロビー	（生活環境課）	・ごみの分別方法や収集日程の情報提供および啓発業務 ・し尿くみ取りに関する相談、届け出（新規、廃止）	内線1020-1633、1020-1367
		（危機管理課）	・防災ラジオの配布（一部区域を除く合併前上越市の区域への転入者）と回収（転出者） ・防災ガイドブック・避難所マップ、津波・洪水ハザードマップの配布	内線1525、1734 ※問合せは平日のみ
	国保年金課	・国民健康保険の各種申請、相談	内線1139～1141	
		・国民年金の加入届、免除申請、学生納付特例申請	内線1144	
		・後期高齢者医療制度、老人医療費助成制度の各種申請、相談	内線1137	
	福祉課	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、重度心身障害者医療費助成（県障）、自立支援医療（更生、育成、精神通院）の各種申請、交付、相談	内線1506、1118	
		・特別障害者手当などの各種手当、障害福祉サービスの各種申請、相談	内線1684、1151	
高齢者支援課	・介護保険の各種申請	内線1158、1193		
	・高齢者福祉サービスの相談	内線1153		
保育課	・保育園、認定こども園の入園相談	内線1848		
こども課	・児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、子ども医療費助成、妊産婦医療費助成の各種申請、相談	内線1711、1162		
	（健康づくり推進課）	・乳幼児健診、児童に係る予防接種の相談、母子健康手帳の交付 ※窓口はこども課です。	内線1161	
2階	税務課	・所得、資産、納税証明書の発行	内線1241	
	収納課	・市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営・県営住宅（駐車場）使用料の納付受付	内線1230～1232	
教育プラザ	学校教育課	・放課後児童クラブ利用申請、相談 ・転入学の案内、相談 ※3月29日㊤のみ開設します。	☎025-545-9244	
ガス水道局	料金センター	・転居などに伴うガス、水道の開閉栓、料金の納付受付	☎025-522-7030	

※各総合事務所、南出張所（☎025-525-4151）、北出張所（☎025-544-2111）でも市役所木田庁舎と同様の業務（パスポートの交付を除く）を行います。また、合併前上越市に住む人で、南・北出張所においてマイナンバーカードの交付を希望する場合は、3日前までに市民課（内線1745）へ予約してください。

●マイナンバーカードの手続きの土日窓口

市民課と各総合事務所では、マイナンバーカードの申請手続きや受け取りの窓口を土・日曜日にも開設しています（各総合事務所は事前予約が必要です）。

▶3月と4月の開設日時…3月14日㊤、29日㊤、4月5日㊤、18日㊤の午前9時～午後5時

※土日窓口は、毎月第2土曜日と第4日曜日の開設ですが、今回は変更して開設します。

総合事務所の時間外受付の体制を見直します

4月1日から、総合事務所の時間外受付の体制を見直します。時間外受付を開設する場所や今後の対応方法などは次のとおりです。

●時間外受付の開設場所

浦川原区総合事務所、柿崎区総合事務所、板倉区総合事務所、市役所木田庁舎

時間外受付の開設時間は、引き続き平日の午後5時15分から翌日の午前8時30分まで、土・日曜日、祝日（年末年始を含む）の全日です。

●時間外における戸籍届等の手続き

戸籍届などの手続きは、上記の時間外受付の開設場所で、居住している区に関わらず、引き続き手続きができます。

●時間外における総合事務所への電話

次の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直（宿直・日直）を配置しません。電話は自動転送し、転送先の当直が対応します。

<総合事務所> ○安塚区、大島区・・・浦川原区総合事務所 ○大潟区、吉川区・・・柿崎区総合事務所 ○牧区、中郷区、清里区・・・板倉区総合事務所 ○頸城区、三和区、名立区・・・市役所木田庁舎	<電話転送先>
---	----------------------

●時間外における防災行政無線の放送

- 災害に関する避難情報の発令などは、引き続き職員が放送します。
- 火災や停電の発生、クマの目撃などは、その情報を総合事務所の職員が受けた後、登庁して放送します。

●その他

- 時間外受付を開設しない施設で、閉館（閉庁）後の職員などが不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。
- コミュニティプラザは、引き続き午前8時30分から午後10時まで利用できるほか、利用受付などを担当する管理人を配置します。
- 市では、災害や火災、クマ等の目撃情報などをお届けする「安全メール」を配信しています。登録は、右記QRコードから、空メールを送信してください。



■問合せ…自治・地域振興課（☎025-526-5111、内線1430）または各総合事務所
※安全メールに関すること…市民安全課（☎025-526-5111、内線1464）

転入・転出などの手続きはお早めに

3月から4月は、引っ越しなどの手続きで窓口が大変混み合います。手続きは、待ち時間を除き平均30分程度かかります。

また、受付時間を過ぎると一部システムが停止し、手続きができない場合がありますので、時間内に全ての手続きが済むようにお越しください。

●受付時間

月～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分。ただし、3月29日㊤と4月5日㊤は、市役所木田庁舎、各総合事務所などの窓口を開設します（詳しくは11ページをご覧ください）。

●手続き場所

市民課、各総合事務所、南・北出張所

●転出時の届け出とその後の手続き

転出時は、住民異動届が必要です。届け出により転出証明書を発行しますので、新たにお住まいになる市区町村へ提出し、転入手続きをしてください。

●手続きの時期

転出の場合は、異動予定日までに手続きをしてください。異動予定日のおおむね2週間前から手続きができます。

転入・転居の場合は、新しい住所地に住んでから2週間以内に手続きをしてください（新しい住所地に住む前の手続きはできません）。

●届け出時に必要なもの

マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど本人確認ができるものが必要です。マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードを所持している人は必ず持参してください。

●住民異動届のほかに必要な届け出など

転入・転出などと併せて、ほかに手続きが必要な場合があります。詳しくは11ページをご覧ください。該当する制度やサービスなどを利用している人は手続きをしてください。

●ガス水道の使用開始・中止の申し込み

引っ越しの日が決まり次第、早めに申し込んでください。事前申込がある場合は、日曜日や祝日も作業を行います。ガス水道局料金センターに問い合わせるか、ガス水道局ホームページの「お申し込みフォーム」から申し込んでください。

■問合せ…市民課（☎025-526-5111、内線1744、1130）
※ガス水道に関すること…ガス水道局料金センター（☎025-522-7030）